

7. 避難経路

各地区から避難所までの基本的な避難経路及び複合災害時の代替避難経路を表4-7、図4-8から図4-13に示す。

なお、災害の状況、気象条件等により避難経路や避難手段を活用できないものがある場合は、利用可能な経路・手段を効率的に使用することとし、避難可能となるまで屋内退避の継続、道路の各管理者等が行う避難経路の復旧状況に応じた避難等を実施する。

このような場合、村では、災害の状況や道路の損壊状況などを踏まえ、代替の避難経路を判断し、代替避難経路を選定した際は、防災行政用無線等により速やかに住民に広報する。

表 4 - 7 避難経路（各地区 ⇒ 避難所）

地区名	バス乗車場所	安定ヨウ素剤配布場所	基本的な避難経路 (各地区～避難所)	代替避難経路 (各地区～避難所)	避難所
富ノ沢	大石総合体育館	大石総合体育館	・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 国道 338 号（尾駁バイパス）～ ・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 国道 338 号～ ・ 村道平沼高瀬川線～ ・ 県道 5 号野辺地六ヶ所線～	・ 村道吹越台地・二又線～ ・ 下北半島縦貫道路六ヶ所 IC～ - 下北半島縦貫道路野辺地木明 IC ・ 県道 5 号野辺地六ヶ所線～	千歳平こども園
二又、第三二又、第四雲雀平	二又夢はぐ館	大石総合体育館	・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 国道 338 号（尾駁バイパス）～ ・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 国道 338 号～ ・ 村道平沼高瀬川線～ ・ 県道 5 号野辺地六ヶ所線～	・ 村道吹越台地・二又線～ ・ 下北半島縦貫道路六ヶ所 IC～ - 下北半島縦貫道路野辺地木明 IC ・ 県道 5 号野辺地六ヶ所線～	千歳平こども園
室ノ久保	室ノ久保地区学習等供用センター	室ノ久保地区学習等供用センター	・ 県道 25 号東北横浜線～	・ 県道 180 号尾駁有戸停車場線～ ・ 下北半島縦貫道路野辺地北 IC～ - 下北半島縦貫道路木明 IC～ ・ 県道 5 号野辺地六ヶ所線～	千歳平小学校
戸鎖	戸鎖地区児童厚生体育施設	室ノ久保地区学習等供用センター	・ 県道 25 号東北横浜線～	・ 県道 180 号尾駁有戸停車場線～ ・ 下北半島縦貫道路野辺地北 IC～ - 下北半島縦貫道路木明 IC～ ・ 県道 5 号野辺地六ヶ所線～	千歳平小学校
弥栄平	弥栄平中央地区内	室ノ久保地区学習等供用センター	・ 県道 25 号東北横浜線～	・ 村道原々種農場・弥栄平線～ ・ 下北半島縦貫道路六ヶ所 IC～ - 下北半島縦貫道路野辺地木明 IC ・ 県道 5 号野辺地六ヶ所線～	千歳平こども園
老部川	老部川集会所	尾駁小学校	・ 国道 338 号～ ・ 村道平沼高瀬川線～ ・ 国道 394 号～	・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 国道 338 号（尾駁バイパス）～ ・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 村道吹越台地・二又線～ ・ 下北半島縦貫道路六ヶ所 IC～ - 下北半島縦貫道路野辺地木明 IC ・ 県道 5 号野辺地六ヶ所線～ ・ 村道倉内蒼前堂線～	南小学校
尾駁	尾駁小学校	尾駁小学校	・ 国道 338 号～ ・ 村道平沼高瀬川線～ ・ 国道 394 号～	・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 国道 338 号（尾駁バイパス）～ ・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 村道吹越台地・二又線～ ・ 下北半島縦貫道路六ヶ所 IC～ - 下北半島縦貫道路野辺地木明 IC ・ 県道 5 号野辺地六ヶ所線～ ・ 村道倉内蒼前堂線～	第二中学校・南こども園
尾駁浜	尾駁小学校	尾駁小学校	・ 国道 338 号～ ・ 村道平沼高瀬川線～ ・ 国道 394 号～	・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 国道 338 号（尾駁バイパス）～ ・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 村道吹越台地・二又線～ ・ 下北半島縦貫道路六ヶ所 IC～ - 下北半島縦貫道路野辺地木明 IC ・ 県道 5 号野辺地六ヶ所線～ ・ 村道倉内蒼前堂線～	南小学校

地区名	バス乗車場所	安定ヨウ素剤 配布場所	基本的な避難経路 (各地区～避難所)	代替避難経路 (各地区～避難所)	避難所
野附	尾駁小学校	尾駁小学校	・ 国道 338 号～ ・ 村道平沼高瀬川線～ ・ 国道 394 号～	・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 国道 338 号（尾駁バイパス）～ ・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 村道吹越台地・二又線～ ・ 下北半島縦貫道路六ヶ所 IC～ ・ 下北半島縦貫道路野辺地木明 IC ・ 県道 5 号野辺地六ヶ所線～ ・ 村道倉内蒼前堂線～	第二中学校・南こども園
尾駁レイクタウン	第一中学校	第一中学校	・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 国道 338 号～ ・ 村道平沼高瀬川線～ ・ 国道 394 号～	・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 国道 338 号（尾駁バイパス）～ ・ 県道 24 号横浜六ヶ所線～ ・ 村道吹越台地・二又線～ ・ 下北半島縦貫道路六ヶ所 IC～ ・ 下北半島縦貫道路野辺地木明 IC ・ 県道 5 号野辺地六ヶ所線～	六ヶ所高等学校・千歳平地区公民館・千歳平地区体育館
鷹架	スパハウスろっかぼっか	（避難退域時 検査場所）	・ 国道 338 号（尾駁バイパス）～ ・ 村道平沼高瀬川線～ ・ 県道 5 号野辺地六ヶ所線～	・ 国道 338 号（尾駁バイパス）～ ・ 村道新納屋 3 号線・ 4 号線～ ・ 県道 25 号東北横浜線～	六ヶ所高等学校

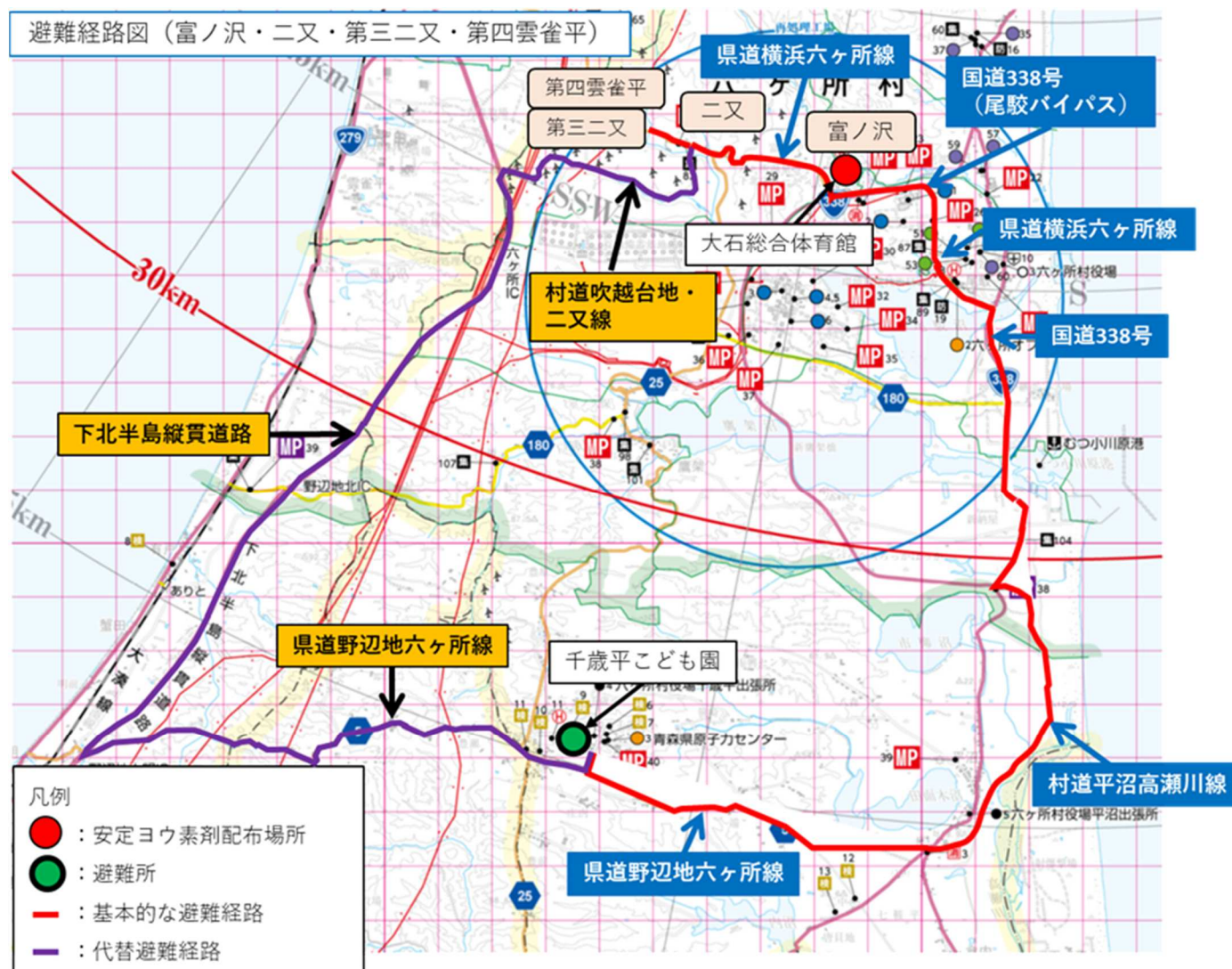


図 4 - 8 避難所位置及び主な避難経路図（富ノ沢・二又・第三二又・第四雲雀平）

（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）

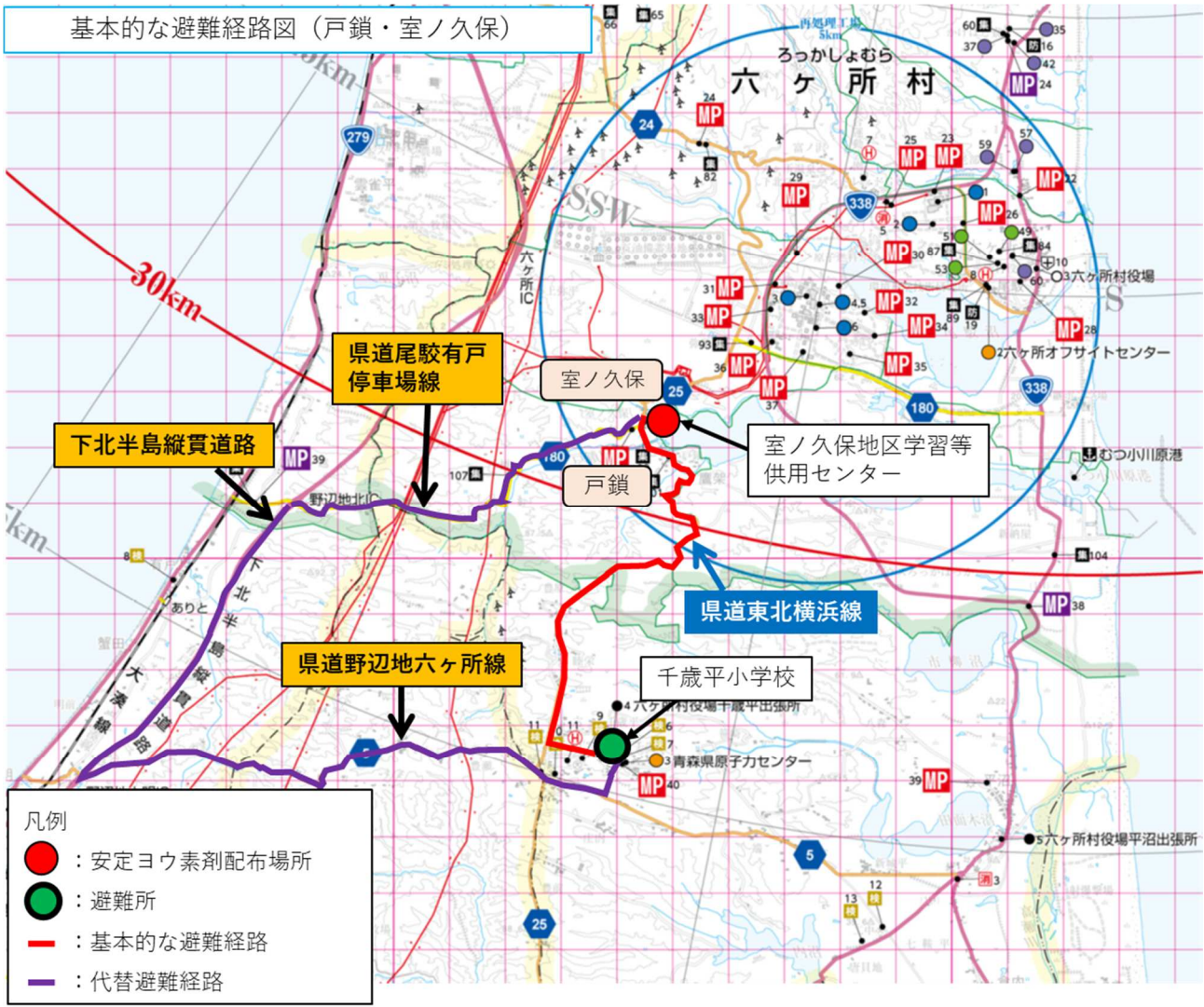


図 4-9 避難所位置及び代替避難経路図（戸鎖・室ノ久保）
（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）



図 4-10 避難所位置及び代替避難経路図（弥栄平）
（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）

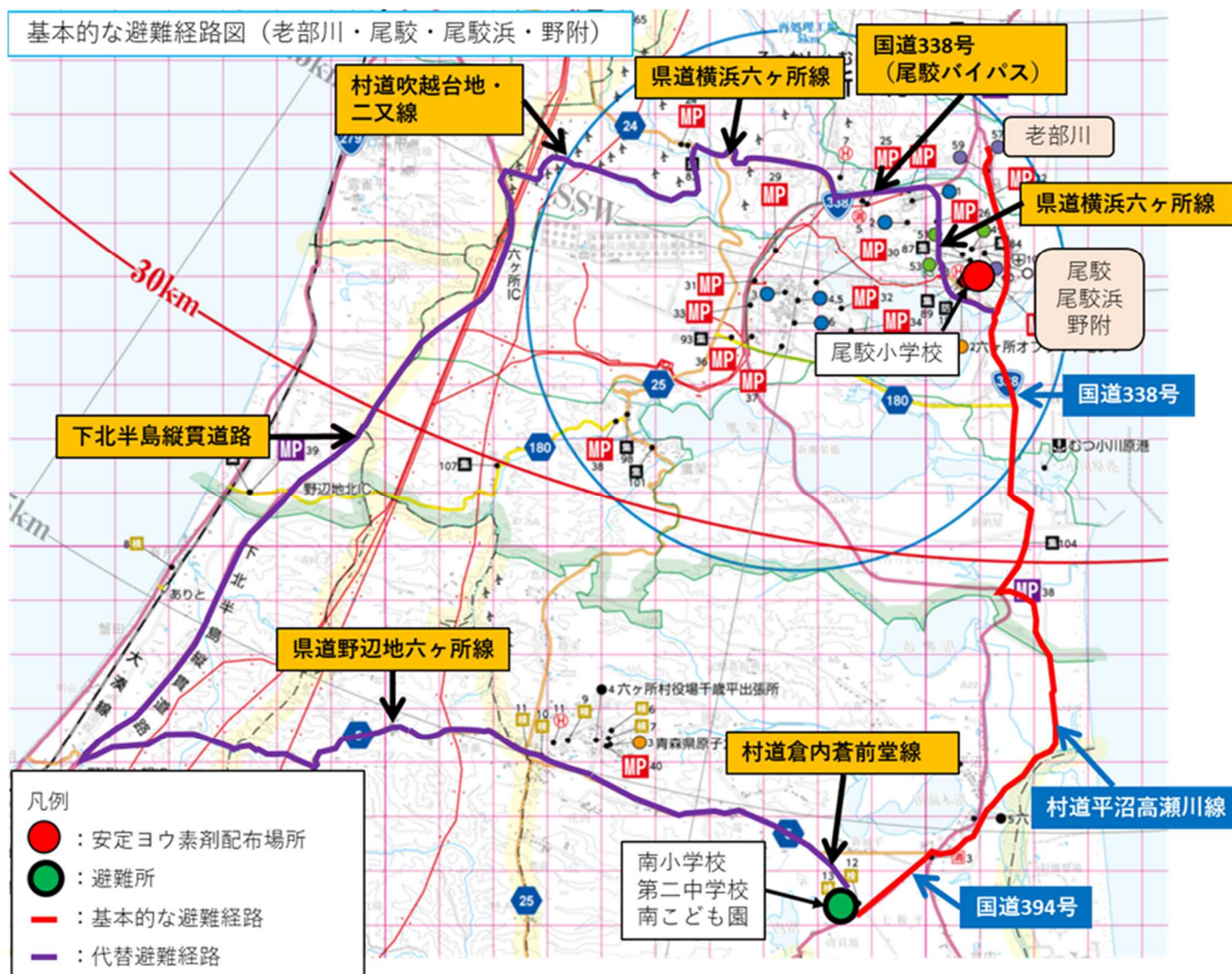


図4-11 避難所位置及び代替避難経路図（老部川・尾駁・尾駁浜・野附）
（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）



図4-12 避難所位置及び代替避難経路図（尾駈レイクタウン）
（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）



図4-13 避難所位置及び代替避難経路図（鷹架）
（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）

8. 安定ヨウ素剤の配布・服用

原子燃料サイクル施設の事故によって放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食物を通じて体内に取り込まれると、甲状腺に集積して内部被ばくをすることから、体内に取り込まれる前に、放射性ではないヨウ素を内服用のヨウ化カリウムに製剤化した安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺の被ばくを低減できる。

安定ヨウ素剤の配布・服用については、本避難計画のほか、青森県が別に定める「原子力災害時における医療対応マニュアル」、村が別に定める「安定ヨウ素剤緊急配布実施要領」に基づき実施する。

(1) 安定ヨウ素剤の緊急配布

①配布の考え方

原子力災害対策指針及び青森県地域防災計画（原子力災害対策編）では、P A Z内の住民においては事前配布、U P Z内においては緊急時における緊急配布を基本としている。

このことから、当村においては、緊急時において安定ヨウ素剤を住民に配布する緊急配布を基本とする。

②配布場所

安定ヨウ素剤の配布場所は、「本章6. 避難場所等」に示す安定ヨウ素剤配布場所で配布する。なお、安定ヨウ素剤配布場所において安定ヨウ素剤の配布を受け取ることができなかった住民については、「本章9. 避難退域時検査・簡易除染等」に示す避難退域時検査場所で配布する。

③配布時期

原則として、国から避難等の指示と併せて配布の指示があった場合とするが、施設敷地緊急事態において、村の判断により配布する場合がある。安定ヨウ素剤の配布については、防災行政用無線等により住民に広報する。

④配布方法

各配布場所に、配布責任者及び配布担当者を置き、配布担当者が配布責任者の指示に基づき、住民に対して安定ヨウ素剤を配布する。

配布責任者は、原則、医師、薬剤師、原子力防災に関する基礎的な研修を受講した者、あるいは同等の知識を有する者とする。

なお、配布については、妊婦、授乳者及び未成年者（乳幼児を含む。）から優先的に配布する。また、この際、安定ヨウ素剤と留意点を記載した説明資料を配布

する。

(2) 安定ヨウ素剤の服用

①服用対象者

安定ヨウ素剤の配布・服用の指示を受けた時点で、服用不適切者及び自らの意思で服用しない者を除いて、一時滞在者等も含めて、UPZ内に所在する者の内希望者が服用する。

なお、服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳者及び未成年者（乳幼児を含む。）である。

②服用時期

原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部等の指示に基づき、村に対して服用の指示があった場合、防災行政用無線等により村から住民等に対して服用を指示する。

③服用回数及び服用量

服用回数は原則として1回とする。

年齢ごとの服用量について、表4－8に示す。

表4－8 年齢ごとの服用量（1回分）

対象者	ヨウ化カリウム量	丸剤	ゼリー剤
新生児	16.3mg	—	16.3mg を1包
生後1ヶ月以上3歳未満	32.5mg	—	32.5mg を1包
3歳以上13歳未満	50mg	1丸	（ヨウ化カリウム量50mg相当分）
13歳以上	100mg	2丸	（ヨウ化カリウム量100mg相当分）

（ ）：丸剤を服用できない場合

(3) 安定ヨウ素剤の副作用に対する対応

安定ヨウ素剤は服用により副作用が生じる可能性があり、病気の治療薬でなく、放射性ヨウ素からの内部被ばくを低減するという予防的な目的であることから、副作用を理解し、対策を的確に行う必要がある。

①服用に伴う副作用

- ・過敏症—発疹等
- ・消化器—悪心・嘔吐、胃痛、下痢、口腔・咽喉の灼熱感、歯痛、血便等
- ・その他—甲状腺機能低下症、頭痛、息切れ、皮疹、原因不明の発熱 等
- ・アレルギー症状—痒み、じんましん、浮腫、激しい腹痛、呼吸困難、血圧低下等の症状等

②服用不適切者及び慎重投与対象者

服用不適切者及び慎重投与対象者は以下の既往歴がある者等とし、原則として、服用不適切者については服用はできないこととする。また、慎重投与対象者については、服用後、様態を慎重に観察することとする。

【服用不適切者】

- ・ポピドンヨード液（主にうがい薬に含まれる）及びルゴール液使用後並びにヨウ化カリウム丸服用後に、じんましん、呼吸困難、血圧低下等のアレルギー反応を経験したなど、安定ヨウ素剤の成分またはヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある者
- ・ヨード造影剤過敏症の既往歴のある者

【慎重投与対象者】

以下の既往歴の者

- ・甲状腺機能亢進症
- ・甲状腺機能低下症
- ・腎機能障害
- ・先天性筋強直症
- ・高カリウム血症
- ・低補体血症性蕁麻疹様血管炎
- ・肺結核
- ・ジューリング疱疹状皮膚炎

③副作用への対応

安定ヨウ素剤の緊急配布は、服用不適切者や慎重投与対象者の事前把握が厳密

でない場合が多いと考えられるため、服用後、しばらくの間（３０分程度）、服用した者の様態を住民相互や医療関係者等が観察することが必要である。

副作用に対する治療については、初期対応は近隣の医療機関等で行い、入院治療が必要な場合は次の医療機関で受け入れる。

※むつ総合病院、青森労災病院、十和田市立中央病院、県立中央病院、八戸市立市民病院

④相談窓口の設置

住民からの安定ヨウ素剤の服用に関する医学的な質問に対して対応可能な窓口を設置する。

なお、青森県及び村が窓口を設置した際は、防災行政用無線等により住民に広報する。

9. 避難退域時検査・簡易除染等

放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリングの結果により必要があると判断した場合には、OILの基準に基づく防護措置（P14 「表2—6 各防護措置に対応するOILの初期設定値」参照）として、避難等の指示を出すこととなるが、この際に避難住民等の汚染状況を確認することを目的として実施される検査のことを、避難退域時検査という。

また、この検査では、除染を行う判断基準（OIL4）以下であることを確認し、検査の結果、OIL4以下でない場合には、OIL4以下にするために除染をする必要がある。簡易除染とは、検査場所において簡単に実施することができる簡易な除染のことをいう。

避難退域時検査・簡易除染等については、本避難計画のほか、青森県が別に定める「原子力災害時における医療対応マニュアル」に基づき実施することを基本とする。

（1）対象となる者

検査は、OILの基準に基づく防護措置として避難等の指示を受けた住民等を対象として行う。放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民は含まない。

（2）検査及び簡易除染の場所

「本章6.（2）避難退域時検査場所」に示す候補地から、原子力災害の状況等を踏まえ、青森県災害対策本部からの指示に基づき、開設する。

なお、初動体制として検査場所を開設するのは下記の場所を原則としている。

ア 南小学校

イ 千歳平はるき小公園、千歳平小学校

村は、避難退域時検査場所が決定された際には、防災行政用無線等により住民に広報する。

また、避難等をする住民に対しては、安定ヨウ素剤配布場所において避難退域時検査場所を伝達する。

（3）検査及び簡易除染の手順

住民の検査及び簡易除染は、図4—14に従って行う。

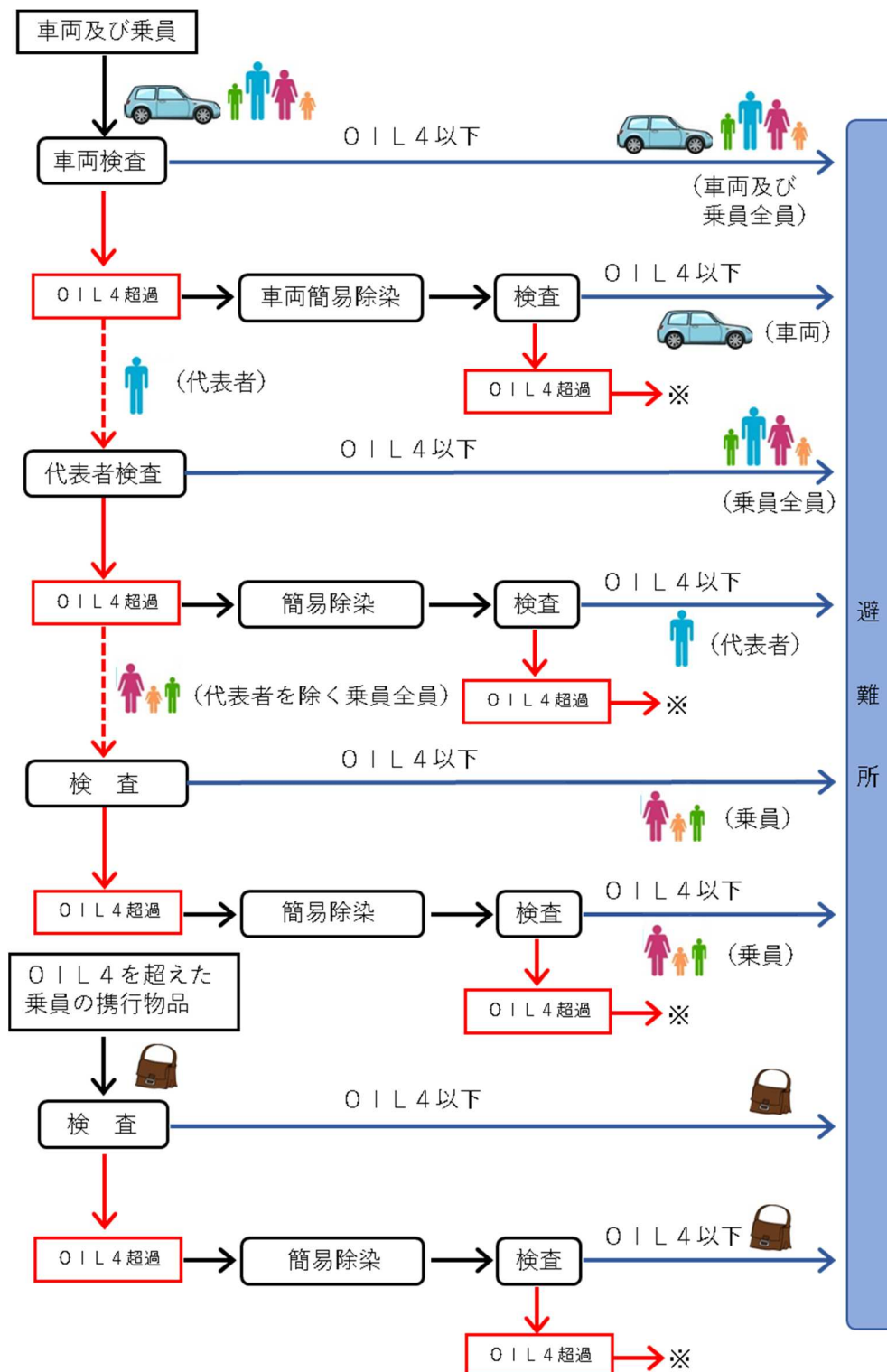
自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行う。この車両がOIL4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者がOIL4以下でない場合には、

乗員の全員に対して検査を行う。

携行物品の検査は、これを携行している住民がO I L 4 以下でない場合にのみ検査を行う。

検査の結果、O I L 4 以下でない車両、住民、携行物品には簡易除染を行う。簡易除染によってもO I L 4 以下にならない場合には、住民については除染が行える機関で除染を行い、車両や携行物品については検査場所での一時保管などの措置を行う。検査場所で車両を一時保管した場合の住民避難手段や、O I L 4 以下にならない住民を原子力災害医療協力機関又は原子力災害拠点病院まで搬送するための手段については、青森県等関係機関と調整のうえ、必要な手段を確保する。

なお、この検査によって健康リスクが高まると判断される要配慮者等及びその車両については、避難所等にそのまま向かって健康上の配慮を行いつつ検査を行う場合もある。



※ 簡易除染してもOIL 4 以下にならない場合、住民については原子力災害医療協力機関又は原子力災害拠点病院で除染を行う。車両や携行物品については一時保管等の措置を行う。

図 4 - 14 避難退域時検査及び簡易除染の手順

(4) 検査の方法

①車両の検査

「車両指定箇所検査チーム」による表面汚染検査用の放射線測定器を用いた車両の検査では、車両の外側で放射性物質が付着している可能性が高いタイヤ（原則として全輪）及びワイパー部（フロントガラス下部）の指定箇所を検査する。なお、天候、普通乗用車かバスか等、車両の種類によらず、同じ箇所を検査する。

また検査は、検査員が通常、手の届く高さや可能な範囲で行い、はしごを使用した高所作業等やエンジンルーム内の検査は行わない。

指定箇所検査で 40,000cpm（ β 線）以下でない可能性があるとは判定された場合は、確認検査及び簡易除染の場所へ誘導し、「車両確認検査及び簡易除染チーム」による確認検査を実施し、その結果 40,000cpm（ β 線）以下でなかった場合は、簡易除染及び乗員の検査を行う。

②住民の検査

「住民指定箇所検査チーム」による表面汚染検査用の放射線測定器を用いた住民の検査では、放射性物質が付着している可能性が高い、頭部、顔面、手指及び掌、靴底の指定箇所を検査する。なお、検査の際には、帽子、上着等は着衣のまま、その上から検査する。

指定箇所検査で O I L 4 以下でない可能性があるとは判定された場合、確認検査及び簡易除染の場所へ誘導し、「住民確認検査及び携行物品検査並びに簡易除染チーム」による確認検査を実施し、その結果 O I L 4 以下でなかった場合は、簡易除染及び携行物品の検査を行う。また、「車両確認検査及び簡易除染チーム」に、当該住民が乗車していた車両の車内の検査も行うよう連絡し、40,000 cpm（ β 線）以下でなかった場合にはあわせて車内の簡易除染を行う。

③携行物品の検査

対象となる物品の表面を、原則として全面を検査する。

O I L 4 以下でない可能性があるとは判断された場合、確認検査を行い、その結果 O I L 4 以下でなかった場合は、簡易除染を行う。

(5) 簡易除染の方法

①車両の簡易除染

原則として、簡易除染員が濡らしたウエス等を用い、付着している放射性物質を拭き取る。

1 回の簡易除染で 40,000 cpm（ β 線）以下とならない場合は、2 回を目安に

簡易除染を行い、確認検査を行う。

②住民の簡易除染

(イ) 脱衣

衣服がO I L 4 以下でない場合は、原則として住民本人による脱衣を行う。その際、替えの衣服も予め用意する。

脱衣の際は、衣服や身体への放射性物質の拡大を防止する必要があるため、簡易除染員の指導のもとで行う。なお、自分で脱衣を行えない住民には、簡易除染員が手伝う。

脱衣後、該当箇所の身体を確認検査し、測定の結果、O I L 4 以下にならない場合は、拭き取りによる簡易除染を行う。

(ロ) 拭き取り

頭髮や皮膚がO I L 4 以下でない場合は、原則として簡易除染員の指導のもと、住民本人によるウェットティッシュ等を用いた拭き取りを行う。なお、自分で拭き取りが行えない住民には、簡易除染員が手伝う。

1 回の簡易除染でO I L 4 以下とならない場合は、2 回を目安に簡易除染を行い、確認検査を行う。

③携行物品の簡易除染

水で濡らしたウエス等による拭き取りを行う。所有者の希望があれば、本人が手袋をした上で、拭き取りをすることも可能である。

1 回の簡易除染で 40,000 cpm (β 線) 以下とならない場合は、2 回を目安に簡易除染を行い、確認検査を行う。

10. 在宅の要配慮者の避難

(1) 避難行動要支援者の避難

村では、次に該当する要配慮者のうち、避難等に特に支援が必要な住民を避難行動要支援者として名簿に登録し、併せて避難等に関する避難行動要支援者個別計画を作成している。

- ①身体障害者手帳（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由）１・２級所持者
 - ②療育手帳Ａの知的障害者
 - ③介護保険法における要介護度３以上の認定者
 - ④７０歳以上の単身高齢者及び７５歳以上の高齢者世帯
 - ⑤難病患者
 - ⑥上記以外で、避難支援を希望する者
- （なお、施設入所者を除く。）

避難行動要支援者の避難については、原則として、避難行動要支援者個別計画に基づき、あらかじめ定められた支援者の支援により行い、「本章５．」～「本章９．」に基づき避難等を行うものとする。避難手段については、支援者の支援によりバス、福祉車両（車いす・ストレッチャーを搭載可能な福祉車両）、又は自家用車とし、村は、バス及び福祉車両の手配について、青森県等関係機関と調整する。

また、青森県は、避難等の長期化を鑑み、必要に応じて、医療機関や社会福祉施設又は旅館、ホテルを受入施設として活用することを検討する。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者について避難等の支援が必要となる場合は、村は、支援者、バス、福祉車両及び避難場所等の手配について、青森県等関係機関と調整する。

(2) 避難を行うことによりかえって健康上のリスクが高まる要配慮者への対応

要配慮者のうち、避難を行うことによりかえって健康上のリスクが高まる住民については、屋内退避を実施する。村は、避難等により健康上のリスクが高まる住民について避難等が必要になる場合は、適切な避難手段及び避難所の手配について関係機関と調整し、手配できた段階で搬送する。

避難行動要支援者の避難の流れを図４－１５に示す。

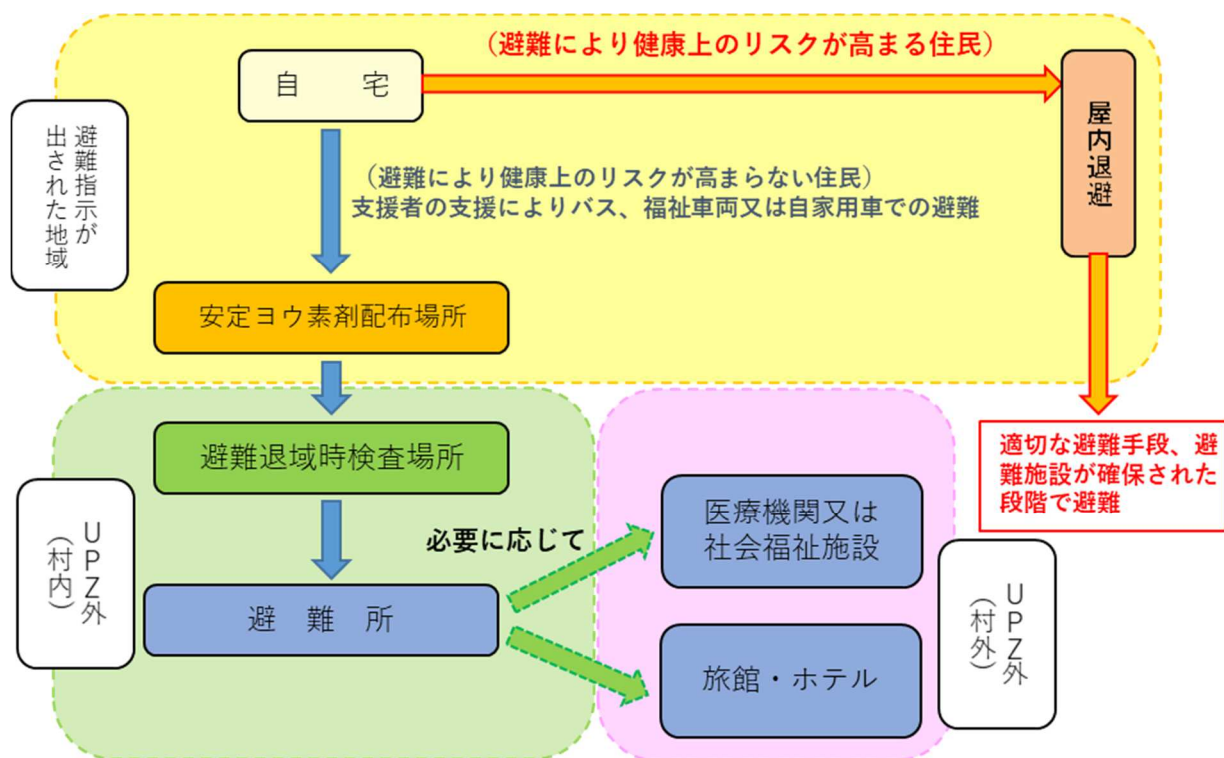


図 4 - 15 避難行動要支援者の避難の流れ

11. 医療機関及び社会福祉施設等の避難

原子力災害時における医療機関及び社会福祉施設等（児童が通所する社会福祉施設等を除く。以下、「社会福祉施設等」という。）の防護措置の実施については、各社会福祉施設等において定める避難計画（以下、「社会福祉施設等避難計画」という。）に基づき対応するものとし、社会福祉施設等避難計画に定めのない事項については、本計画に基づき実施するものとする。

社会福祉施設等避難計画を作成する施設は、表 4 - 9 及び図 4 - 16 のとおりである。

表 4－9 社会福祉施設等避難計画を作成する施設

団体名等	施設分類	施設名称	住所	定員数等
社会福祉法人 松緑福祉会	障害者共同生活援助	グループホームあおぞら	六ヶ所村大字尾駁字猿子沢 2-135	4
〃	障害者共同生活援助	グループホームわがや	六ヶ所村大字尾駁字猿子沢 2-7	8
六ヶ所村	有床診療所	六ヶ所村地域家庭医療センター	六ヶ所村大字尾駁字野附 986-4	19
〃	介護老人保健施設・短期入所療養介護	六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ	六ヶ所村大字尾駁字野附 986-4	29

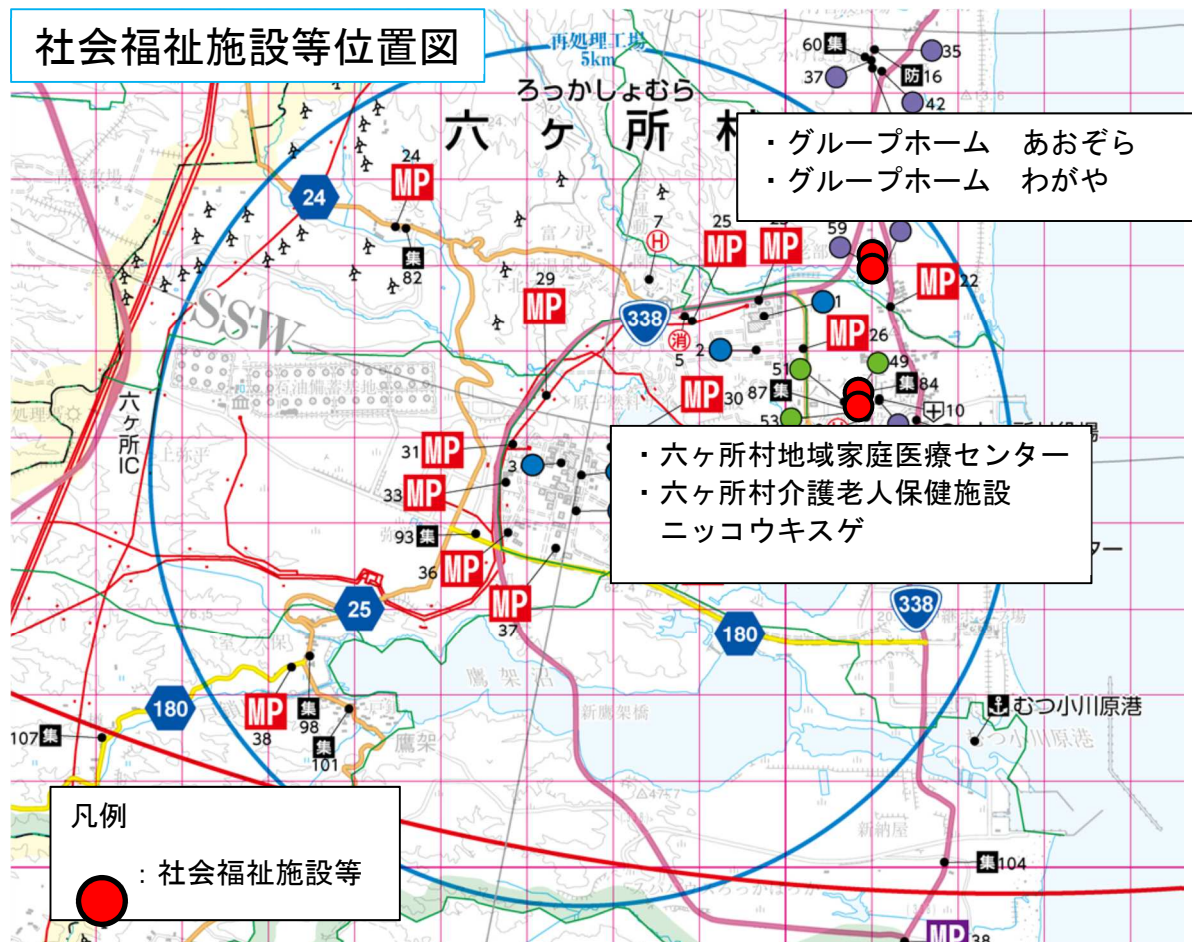


図 4－16 社会福祉施設等位置図（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）

(1) 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の考え方

青森県は、社会福祉施設等の入院患者や入所者等については、基本的に住民と同じ避難先市町村の社会福祉施設等に避難等することとしている。

しかしながら、村内のUPZ外に社会福祉施設等の入院患者や入所者等が避難可能である施設はないことから、社会福祉施設等の入院患者や入所者等については、村外の社会福祉施設等に避難等することを基本とする。

なお、原子力災害時の避難先を確保するため、「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱」に基づき、避難先施設となる社会福祉施設等を事前に台帳に登録することとしている。

(2) 他市町村の施設等への避難までの流れ

避難先は、災害が発生した際に、青森県が避難先市町村と連携して台帳に登録されている避難先施設と調整を行い決定する。他市町村の施設等への避難までの流れは以下のとおりとし、図4-17に示す。

- ① 原子力災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、村は村内の社会福祉施設等に連絡し、避難者の把握を行う。
- ② 村は、社会福祉施設等から確認した内容について、青森県に対して報告し、支援の要請を行う。
- ③ 報告及び要請を受けた青森県は、避難先の市町村と避難等に関する連絡調整を行う。
- ④ 青森県は、避難先施設（社会福祉施設等）に受入要請を行う。
- ⑤ 青森県より受入要請を受けた避難先施設は、受入れの可否を判断し、その内容を青森県へ連絡する。
- ⑥ 受入れが可能な場合、青森県は避難先施設と具体的な受入の協議及び連絡調整を行う。
- ⑦ 青森県は、避難先施設との受入に係る調整内容について村に連絡する。連絡を受けた村は、村内の社会福祉施設等と具体的な避難方法等に関する調整を行う。
- ⑧ 村内の社会福祉施設等は、避難先及び避難方法等が決定し、避難等の準備が整った段階で、避難先施設へ避難を行う。

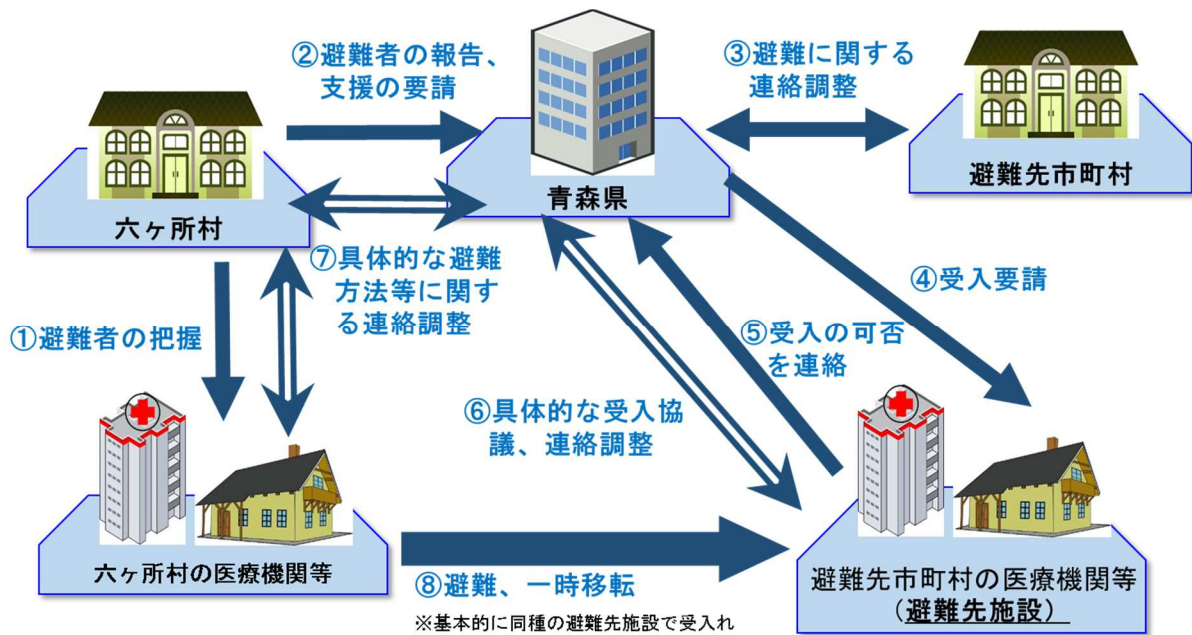


図 4 - 17 社会福祉施設等の避難までの流れ

（３）避難経路

本計画で定める避難経路により避難等を実施し、避難退域時検査場所でO I L 4の基準値以下であることを確認したうえで、避難先施設へ避難する。

（４）避難等の手段

避難等の手段は、社会福祉施設等が保有している車両を活用しつつ、県及び村が連携し、必要なバスや福祉車両、救急車等を関係機関と調整して確保する。

なお、関係機関との調整だけでは避難手段が十分に確保できない場合は、県に対して他都道府県や国等より支援を要請する。

（５）避難等により健康リスクが高まる者の判断

避難等の実施により、避難等をしなかった場合に比べて健康リスクが高まる者は、施設内で屋内退避を継続することになるが、その判断は、社会福祉施設等の管理者等の責任者が行う。なお、常勤医師がいない施設では、事故に備えてあらかじめ嘱託医と相談しておく。また、災害時、現地において医師から助言を得られる場合は、その判断に従う。

（６）避難等及び屋内退避時の医療・福祉人材の確保

青森県は、社会福祉施設等が屋内退避や避難等を行う時や、避難先施設で避難者を受け入れする時に医療・福祉人材が不足する場合は、村又は避難先市町村が

らの要請を受け、関係機関と調整して派遣を行う。

また、避難等が長期化する見込みである場合等で、関係機関との調整だけでは医療・福祉人材が十分に確保できない場合は、青森県に対して他都道府県や国による支援を要請する。

12. 学校及び児童が通所する社会福祉施設等の避難

原子力災害時における小中学校及び児童が通所する社会福祉施設等（以下、「学校等施設」という。）に係る乳児、幼児、児童、生徒（以下、「児童生徒等」という。）の防護措置の実施については、各学校等施設において定める避難計画（以下、「学校等避難計画」）に基づき対応するものとし、学校等避難計画に定めのない事項については、本計画に基づき実施するものとする。

なお、児童生徒等が学校等施設の管理下にある状況においては、必要な防護措置については学校等避難計画に基づき学校等施設が実施することを基本とし、児童生徒等を保護者へ引き渡した場合など学校の管理下外の児童生徒等については、本計画に基づき、村の指示等により行動する。

学校等避難計画を作成する学校等施設は、表 4－10 及び図 4－18 のとおりである。

表 4－10 学校等避難計画を作成する学校等施設

学校等施設	住所
尾駸小学校	六ヶ所村大字尾駸字野附 1304 番地 1
第一中学校	六ヶ所村大字尾駸字野附 1054 番地
おぶちこども園	六ヶ所村大字尾駸字野附 1305 番地
尾駸小学校放課後教室（なかよし塾）	六ヶ所村大字尾駸字野附 1 番地 78

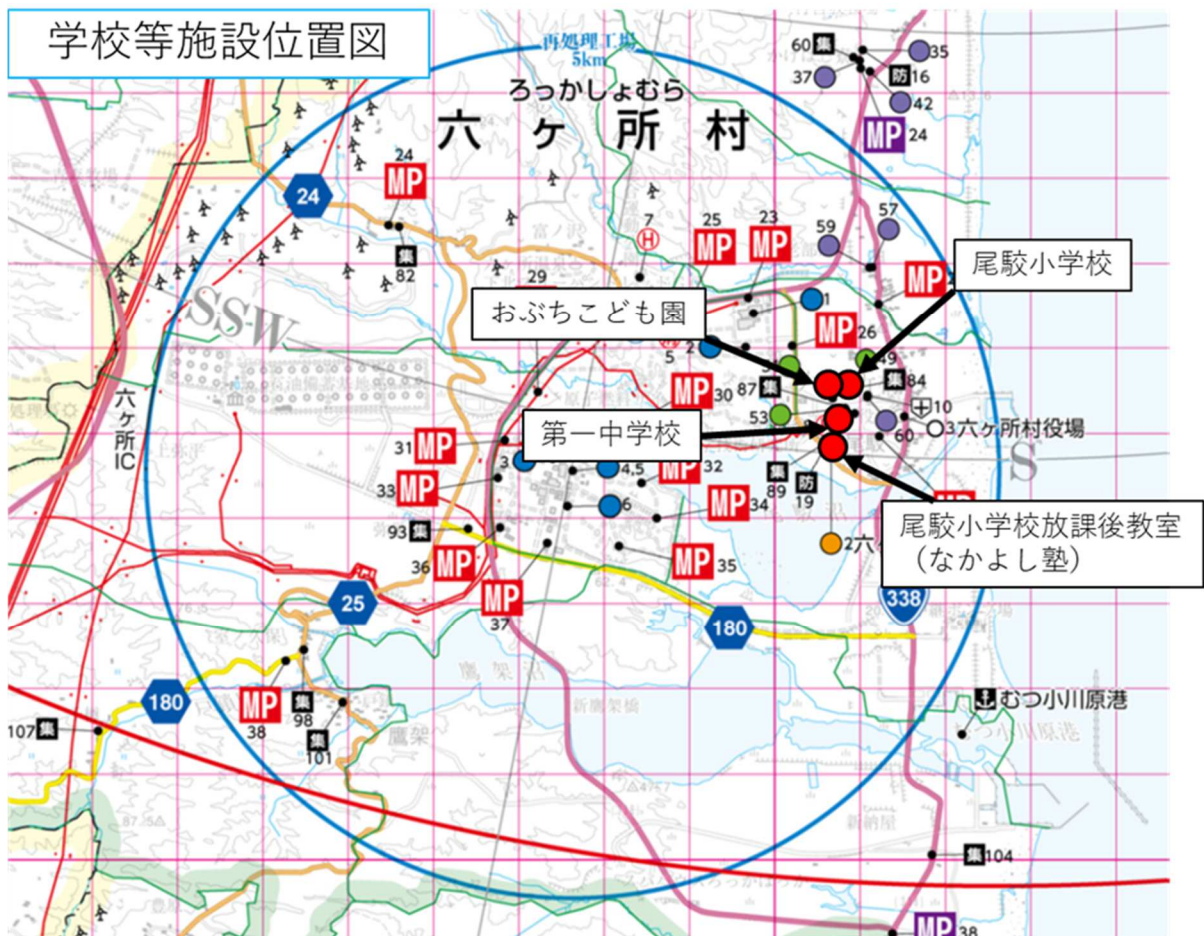


図4-18 学校等施設位置図（内閣府作成 東通地域原子力防災地図を加工）

村は、原子燃料サイクル施設で警戒事態が発生したという情報を得た場合、直ちに学校等施設に連絡するとともに、事態の進展に応じて、村からの指示、学校等施設が取るべき措置等について随時連絡するなど、学校等施設と連携を図り、児童生徒等の安全を確保する。

学校等施設は、村から警戒事態発生連絡を受けた際は、保護者に対して、児童生徒等の引き渡しを開始し、施設敷地緊急事態までに引き渡しを完了させる。

また、村から全面緊急事態の連絡を受けた際は、保護者への引き渡しを中止し、施設内で屋内退避を実施する。

学校等施設が実施する防護措置のうち、避難等に関して必要となる調整及び準備（避難先施設の設置・運営、避難車両の確保、必要となる資機材の確保等）については村が実施し、学校等施設へ連絡する。

児童生徒等の防護措置の基本的流れを表 4－11 に示す。

表 4-11 児童生徒等の防護措置の基本的流れ

区分	村の対応	学校等施設の対応	児童生徒等の対応
警戒事態	・事態発生との連絡 ・住民広報による保護者への周知 ・児童生徒等の引き渡しの実施の連絡 ・学校等施設の状況確認(児童生徒等の人数、健康状況、施設等の被害状況など)	・学校等対策本部の設置 ・児童生徒等を屋内に退避させる ・保護者からの問い合わせ対応 ・保護者が来校した場合、引き渡しの可否を判断のうえ、可能な場合、ルールに従い引き渡す ・村へ対する報告(児童生徒数、教職員数、引き渡し状況など)	・教職員の指示に基づき、そのまま学校内に待機する ・保護者へ引き渡された児童生徒等は、自宅等に帰宅する
施設敷地緊急事態	・事態発生との連絡 ・屋内退避の準備を指示 ・児童生徒等の引き渡しの実施の連絡 ・その他必要な防護対策の指示 ・住民広報による保護者への周知 ・学校等施設の状況確認(児童生徒等の人数、健康状況、引き渡し状況など) ・学校等施設からの要請への対応 ・避難所開設に向けた調整 ・避難車両の調整	・屋内退避の準備(窓・カーテンを閉める、換気扇を止めるなど) ・児童生徒等の安全確保に関して必要な事項を村へ要請する ・保護者からの問い合わせ対応 ・保護者が来校した場合、引き渡しの可否を判断のうえ、可能な場合、ルールに従い引き渡す ・村へ対する報告(児童生徒数、引き渡し状況など)	・教職員の指示に基づき、そのまま学校内に待機する ・保護者へ引き渡された児童生徒等は、自宅等に帰宅し、屋内退避の準備を実施する
全面緊急事態	・事態発生との連絡 ・屋内退避及び避難準備の指示 ・児童生徒等の引き渡しの実施の連絡 ・その他必要な防護対策の指示 ・学校等施設の状況確認(児童生徒等の人数、健康状況、引き渡し状況など) ・住民広報による保護者への周知 ・学校等施設からの要請への対応 ・避難所開設に向けた調整 ・避難車両の調整	・屋内退避の実施(窓・カーテンを閉める、換気扇を止めるなど) ・保護者への引き渡しを中止する ・避難に備えて持ち出し品(児童生徒等の名簿、引き渡しカード等)の準備を行う ・児童生徒等の安全確保に関して必要な事項を村へ要請する ・保護者からの問い合わせ対応 ・村へ対する報告(児童生徒数、引き渡し状況など)	・教職員の指示に基づき、そのまま学校内で屋内退避を行う

区 分	村の対応	学校等施設の対応	児童生徒等の対応
避難又は一時移転の実施	・避難等の指示 ・避難場所、避難経路、避難手段の連絡 ・その他必要な防護対策の指示 ・学校等施設の状況確認(児童生徒等の人数、健康状況、引き渡し状況など) ・学校等施設からの要請への対応	・避難場所、避難経路、避難手段等を村に確認する ・村から指示のあった避難経路、避難手段により、児童生徒等とともに村から指定された避難所へ避難する ・避難等を実施中の児童生徒等の健康観察を実施する	・学校内に待機する児童生徒等は、村の指示に従い、教職員とともに、村から指定された避難所に避難等を実施する
避難所に到着後	・住民登録の実施 ・教職員と協力し、児童生徒等の保護者への引き渡し	・村職員と協力し、児童生徒等の保護者への引き渡し(あらかじめ定めたルールに従い実施する) ・避難中の児童生徒等の健康観察を実施する	・避難所に到着した児童生徒等は、保護者への引き渡しできるまで施設内で待機する

13. 村内企業従事者、一時滞在者等への対応

村は、村内企業従事者、一時滞在者等（以下、「一時滞在者等」という。）に対しては、UPZ内外を問わず、警戒事態が発生した段階から、防災行政用無線等の広報手段を用いて、早期帰宅を促すものとする。

また、全面緊急事態が発生した段階で、UPZ内にいて帰宅できなかった村内の一時滞在者等に対して、村は屋内退避を指示する。屋内退避の指示を受けた一時滞在者等は、各事業所又は近隣の公共施設等で屋内退避を実施するものとする。

14. 避難を円滑に行うための対応

(1) 安否確認・安定ヨウ素剤簡易問診カードの作成

安定ヨウ素剤配布場所における住民への安定ヨウ素剤配布の判断及び住民の安否確認を円滑に行うため、安否確認・安定ヨウ素剤簡易問診カードを作成する。
安否確認・安定ヨウ素剤簡易問診カードの様式例を図4—19に示す。

(2) 避難所カード

避難所に入所する際に、各避難者の配慮すべき事項等を把握するため、避難所カードを作成する。
避難所カードの様式例を図4—20に示す。

(3) 避難車両認識票の作成

避難時における交通誘導の際の視認性向上や、自主避難車両と避難指示車両の識別をわかりやすくするため、避難車両認識票を作成する。
安定ヨウ素剤の服用や避難退域時検査実施時に印を付けることにより、確認の簡素化が期待できる。
避難車両認識票の様式例を図4—21に示す。

(4) カード及び認識票の配布・回収の時期

①安否確認・安定ヨウ素剤簡易問診カード

平時から事前配布もしくは緊急時において安定ヨウ素剤配布場所で配布し、避難所で回収する。

②避難所カード

平時から事前配布もしくは緊急時において避難所で配布し、記入後回収する。

③避難車両認識票

原則として、緊急時において安定ヨウ素剤配布場所で配布する。

【 安否確認・安定ヨウ素剤簡易問診カード 】

(お願い) 事前にまたは屋内退避中に ☐ 枠内を記載して、対象となる『一時集合場所』へお越しください。

避難世帯の情報			
住 所	六ヶ所村大字	自治会	
携帯番号等 (だれの)	- - -		

世帯員の一覧						安否状況の確認				
代表者 ①	世帯員 ②	世帯員 ③	世帯員 ④	世帯員 ⑤	世帯員 ⑥	年齢 (18歳未満 の方はヶ月まで)	性別	一緒に避難して いますか	(いいえの場合) 連絡はとれて いますか	どこに避難して いますか(場所 名、不明等)
							男	はい	はい	
							女		いいえ	
							男	はい	はい	
							女		いいえ	
							男	はい	はい	
							女		いいえ	
							男	はい	はい	
							女		いいえ	
							男	はい	はい	
							女		いいえ	
							男	はい	はい	
							女		いいえ	

安定ヨウ素剤の簡易問診票			
※ 安定ヨウ素剤について、下記の質問を確認し、 ☐ の中に回答してください。			
Q1. これまでにうがい薬（ポビドンヨード液）等を使ったことがありませんか。 経験したことがありませんか。			
Q2. 今までにヨード造影剤過敏症（造影剤アレルギー）と言われたことがありますか。			
あるに○がある人は服用できません		(ない方で)服用の希望 (○・×)	【職員記載欄】形状 (個数)
Q1	ある ・ ない	○ ・ ×	ゼリー状
Q2	ある ・ ない	○ ・ ×	16.3mg 1丸 32.5mg 2丸
Q1	ある ・ ない	○ ・ ×	ゼリー状
Q2	ある ・ ない	○ ・ ×	16.3mg 1丸 32.5mg 2丸
Q1	ある ・ ない	○ ・ ×	ゼリー状
Q2	ある ・ ない	○ ・ ×	16.3mg 1丸 32.5mg 2丸
Q1	ある ・ ない	○ ・ ×	ゼリー状
Q2	ある ・ ない	○ ・ ×	16.3mg 1丸 32.5mg 2丸
Q1	ある ・ ない	○ ・ ×	ゼリー状
Q2	ある ・ ない	○ ・ ×	16.3mg 1丸 32.5mg 2丸
Q1	ある ・ ない	○ ・ ×	ゼリー状
Q2	ある ・ ない	○ ・ ×	16.3mg 1丸 32.5mg 2丸
Q1	ある ・ ない	○ ・ ×	ゼリー状
Q2	ある ・ ない	○ ・ ×	16.3mg 1丸 32.5mg 2丸

(※記入不要) 安定ヨウ素剤配布の最終確認者	□医師 □薬剤師 □保健師 □安定ヨウ素剤配布責任者 □その他 ()
(※記入不要) 安定ヨウ素剤配布場所名	□大石総合体育館 □尾駈小学校 □第一中学校 □室ノ久保地区学習等供用センター □その他 ()

図 4 - 19 安否確認・安定ヨウ素剤簡易問診カード様式 (例)

【 避難所カード 】				(お願い) 事前にまたは屋内退避中に ☐ を記載して、対象の『避難所』へお越しください。	
入所日	年 月 日		退所日	年 月 日	
避難所名			退所先		
避難した世帯の状況 (一緒に避難してきた人のみ記載してください)					
住 所	六ヶ所村大字			自治会	
携帯番号 など	(だれの)			— —	
ふりがな		年 齢	性 別	伝えておきたいこと (介護・障がい・持病・アレルギー・透析等の有無、定期通院、宗教上の理由など)	服薬(どちらかに○)
氏 名					薬の種類 (血圧・糖尿病など)
代表者 ①				(内容と詳細をお書きください)	あり ・ なし
世帯員 ②				(内容と詳細をお書きください)	あり ・ なし
世帯員 ③				(内容と詳細をお書きください)	あり ・ なし
世帯員 ④				(内容と詳細をお書きください)	あり ・ なし
世帯員 ⑤				(内容と詳細をお書きください)	あり ・ なし
世帯員 ⑥				(内容と詳細をお書きください)	あり ・ なし
資格や特技 (医療、介護、外国語、手話、運送など、避難所の運営に協力できるもの)					
(例：だれが、なにをもっているか)					
世帯の詳細					
避難車両	なし ・ あり	→	車種		車両の ナンバー
ペット	なし ・ あり		種類 (頭数)		
親族などの 緊急連絡先	ふりがな			電話番号	
	氏 名				
安否情報の問い合わせがあった場合、住所や氏名を教えていいですか？					はい ・ いいえ

図 4 - 20 避難所カード様式 (例)

六ヶ所村		
避難車両		
安定ヨウ素剤服用	避難退域時検査	避難所受付
配布 服用		

図 4 - 21 避難車両認識票様式（例）

15. 避難時の留意事項

（１）住民

一斉に避難経路に集中した場合、避難経路が渋滞・混雑し、不要に被ばくする可能性が高まるため、住民は、国、青森県、村の屋内退避・避難等の指示に従って、落ち着いて行動することが重要である。避難等の際は、自主避難を控えるとともに、道路の渋滞を避け、避難先の駐車場を確保するため、近隣に声を掛け合って相互に助け合い、可能な限り乗り合いとする。

金銭・貴重品、マイナンバーカード・運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日常品、服用中の薬、非常時持ち出し品等を携行するとともに、避難先において食料、水を確保するため、住民は可能な範囲で、３日分を目安として食料、水を持参する。

服装は、性別、年齢に関係なく長袖の上着、長ズボン、帽子、手袋、マスクを身につけ、皮膚の露出をできる限り避ける。冬季は防寒にも留意する。また、避難等の際に衣服が汚染された場合、脱衣等による簡易除染を行うことから、脱衣後の着替えや靴を携行する。この際、持ち出し品等が汚染されることを防ぐため、ビニール袋等に入れて保護したうえで携行することが望ましい。

また、安否確認・安定ヨウ素剤簡易問診カード及び避難所カードの事前配布を受けている場合、事前にカードを記入しておくことで「安定ヨウ素剤配布場所」及び「避難所」における手続き時間が短縮でき、受付場所の混雑緩和、避難時間の短縮につながることから、平時からもしくは緊急時における屋内退避時にカードに記入したうえで、避難等の際に、安定ヨウ素剤配布場所及び避難所に持参することが望ましい。

(2) 職員

職員は、防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にする。また、冷静沈着に、毅然とした態度を保ち、その活動の理解を求める。

また、避難誘導中は、定期的に空間放射線量率を測定し、測定結果を避難住民に伝えるとともに、村災害対策本部にも連絡し情報共有を図る。

16. 避難誘導方法

村は、警察、消防、消防団など関係機関の協力を得ながら、避難誘導を実施する。避難施設所における誘導については、町内会長等の協力を得るよう努めるものとする。

また、引き渡しが完了していない児童生徒等及び社会福祉施設入所者並びに病院の入院患者の避難誘導については、村災害対策本部と情報共有及び連携を図りつつ、各施設で定める避難計画に基づき、各施設が実施する。

17. 残留者への対応

村は、避難所で作成する避難者名簿と住民基本台帳とを確認し、安否が確認できない住民を把握する。

安否が確認できない住民については、防災行政用無線等により避難等を呼びかけるとともに、消防、警察、消防団など関係機関の協力を得て、個別訪問を行い、残留者の確認を行う。

六ヶ所村原子力災害避難計画
【原子燃料サイクル施設対象】

令和5年2月 修正

担当課 六ヶ所村原子力対策課
〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字
野附 475
電話 0175-72-2111（内線 331～336）